

文書非公開決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
会 長 印

年 月 日付けで請求のあった文書の公開については、次のとおり非公開することを決定したので、情報公開規程第10条第2項の規定により通知します。

公開請求に係る文書の内容	
公開しない理由	規程第7条第 号該当
※公開をすることができる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る文書の（全部・一部）を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をして下さい。
担当部署	
担当者	
備考	

注 ※印欄は、請求のあった文書が期間の経過により公開することができるようになる時期をあらかじめ明示することができる場合に、その期日を記入してあります。